

労働基準法違反の疑いで書類送検

～違法な時間外労働の疑い～

岡崎労働基準監督署西尾支署（支署長 浦本尚一）は、令和7年2月20日、下記の被疑者を労働基準法違反の疑いで名古屋地方検察庁岡崎支部に書類送検した。

記

1. 被疑者

三ヶ根運輸株式会社ほか1名

（所在地：愛知県西尾市西幡豆町 事業内容：一般貨物自動車運送業）

2. 被疑条文

労働基準法第32条第1項（労働時間）

労働基準法第119条第1号（罰則）

労働基準法第121条第1項（両罰規定）

3. 被疑内容

労働基準法では、同法第36条第1項の規定に基づく労使協定（以下「36協定」という。）を所轄労働基準監督署長に届け出た場合には、36協定で定めた延長時間まで、法定労働時間を超えて、労働させることができる旨規定されているが、被疑者は、労働者1名に対し、届け出た36協定で定めた延長時間を超えて、時間外労働を行わせた疑いがあるもの。

4. 関係法条文

労働基準法（抄）

（労働時間）

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

（罰則）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、**第三十二条**、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条(第七項を除く。)、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

(両罰規定)

第二百十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。